

- ◇ 2025 年 2 月 21 日お知らせの変更点は[こちら](#)
- ◇ 2024 年 11 月 18 日お知らせの変更点は[こちら](#)
(2024 年 11 月 26 日一部見直し)
- ◇ 2024 年 10 月 10 日お知らせの変更点は[こちら](#)
- ◇ 2024 年 2 月 13 日お知らせの変更点は[こちら](#)
- ◇ 2023 年 12 月 1 日お知らせの変更点は[こちら](#)
- ◇ 2023 年 8 月 31 日お知らせの変更点は[こちら](#)
- ◇ 2023 年 5 月 25 日お知らせの変更点は[こちら](#)

2025 年 2 月 21 日

2025 年 4 月 1 日以降のご契約内容の見直し (約款の変更について)

当社は、2025 年 4 月 1 日より基本約款および個別約款（シンプル e でんき）について、以下のとおり変更いたします。

1. 主な変更の内容

これまで当社は、災害救助法が適用される都度、災害時の特別措置を講じてまいりましたが、災害時の特別措置の内容について、あらかじめ基本約款および個別約款に反映いたします。

2. 変更点について

【基本約款の主な変更点】

項目	変更内容
附 則	
実施 期 日	2025 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。
災害救助法が適用された 場合等の特別措置	災害時の特別措置の内容を規定しました。

【個別約款（シンプル e でんき）の主な変更点】

項目	変更内容
附 則	
実施 期 日	2025 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施に ともなう切替措置	今回の見直しは料金の変更をとみなわないため、当該規定を削除しました。
災害救助法が適用された 場合等の特別措置	基本料金の設定がないことから、不使用日の電気料金の免除を適用する際の割引対象となる料金を個別に規定しました。

以 上

2024 年 11 月 18 日
(2024 年 11 月 26 日一部見直し)

2025 年 1 月 1 日以降のご契約内容の見直し
(基本約款および個別約款以外の供給条件の制定について)

当社は、2025 年 2 月から 3 月の電気料金を対象として割引を実施することから、基本約款および個別約款以外の供給条件について、以下のとおり制定いたします。

1. 主な変更の内容

2025 年 2 月から 3 月の電気料金を対象とした割引の実施にともない、料金の算定方法を見直しいたします。

2. 変更点について

項目	変更内容
本 則	
適 用 条 件	当社が定める基本約款および個別約款にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用する旨を規定しました。
適 用 期 間	適用期間は、2025 年 1 月の検針日から 2025 年 3 月の検針日の前日までとする旨を規定しました。
料 金	(1) スマートでんきおよびシンプル e でんき 適用期間における燃料費調整単価から割引単価を差し引く旨を規定しました。 (2) シンプルでんき with Netflix 適用期間における割引後の料金単価を規定しました。 (3) 水のチカラ～あきた e でんき～、水のチカラ～いわて e でんき～および水のチカラ～やまがた e でんき～ 適用期間における割引後の電力量料金単価を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2025 年 1 月 1 日から実施する旨を規定しました。

以 上

2024 年 10 月 10 日

2024 年 12 月 1 日以降のご契約内容の見直し
(約款の変更について)

当社は、2024 年 12 月 1 日より個別約款（シンプルでんき with Netflix）について、以下のとおり変更いたします。

1. 主な変更の内容

2024 年 10 月からの Netflix サービスのメンバーシップ料金の変更にともない、定額料金およびオプション料金の料金単価を見直しいたします。

2. 変更点について

【個別約款（シンプルでんき with Netflix）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
料 金	見直し後の料金単価を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2024 年 12 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、料金は 2024 年 12 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

以 上

**2024 年 4 月 1 日以降のご契約内容の見直し
(約款の変更について)**

当社は、2024 年 4 月からの発電側課金制度の導入等により託送料金に変更されること等を踏まえ、2024 年 4 月より電気料金の見直しを実施させていただくことから、基本約款および個別約款について、以下のとおり変更いたします。

1. 主な変更の内容

(1) 電気料金の見直し

2024 年 4 月からの発電側課金制度の導入等により託送料金に変更されること等を踏まえ、料金単価の引き下げを行います。

なお、シンプル e でんきについては、料金算定方法の変更（燃料費等調整制度にもとづく燃料費等調整の導入および再生可能エネルギー発電促進賦課金変動分の反映）も併せて実施いたします。

(2) 適用期間の見直し

シンプル e でんきの適用期間について、東北電力ソーラー e チャージ株式会社の「あおぞらチャージサービス」の適用期間に合わせて見直しいたします。

(3) 定額制プランの新規お申込み受付停止

シンプル e でんきの「定額 350（電化）」および「定額 150（ガス併用）」について、新規のお申込み受付を停止いたします。

2. 変更点について

【基本約款の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
基本約款および個別約款の変更	契約変更時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
需給契約の成立および契約期間	契約更新時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
附 則	
実 施 期 日	2024 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。

【個別約款（スマートでんき）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
個別約款の変更	契約変更時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
料 金	見直し後の料金を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2024 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にとまなう切替措置として、原則として、料金は 2024 年 4 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

【個別約款（シンプルでんき with Netflix）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
個別約款の変更	契約変更時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
料 金	見直し後の料金を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2024 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にとまなう切替措置として、原則として、料金は 2024 年 4 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

【個別約款（シンプルeでんき）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
適 用 条 件	シンプルeでんきの「定額 350（電化）」および「定額 150（ガス併用）」について、2024 年 4 月 1 日時点で適用を受けている場合に基本約款とあわせて適用する旨を規定しました。
個別約款の変更	契約変更時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
契 約 期 間	契約更新時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
適 用 期 間	適用期間は、料金適用開始の日から、あおぞらチャージサービスの適用が終了するまでの期間とする旨を規定しました。
料 金	料金は、定額料金・従量料金に加え、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする旨を規定しました。 また、料金単価の変更も反映しました。
日 割 計 算	料金の算定方法の見直しにともない、日割計算の算定方法についても見直す旨を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2024 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にとともなう切替措置として、原則として、料金は 2024 年 4 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。
別 表	
再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定方法について規定しました。
燃料費調整	燃料費調整額の算定方法について規定しました。
離島ユニバーサルサービス調整	離島ユニバーサルサービス調整の算定方法について規定しました。

【個別約款（水のチカラ～あきた e でんき～）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
個別約款の変更	契約変更時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
契 約 期 間	契約更新時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
料 金	見直し後の料金を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2024 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にともなう切替措置として、原則として、料金は 2024 年 4 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

【個別約款（A ターン応援割）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
個別約款の変更	契約変更時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
料 金	省エネオプションの適用期間の終了にともない、あわせて契約する場合の規定を見直しました。
附 則	
実 施 期 日	2024 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。

以 上

2024 年 4 月 1 日以降のご契約内容の見直し
(約款の変更について)

当社は、2024 年 4 月 1 日より個別約款（シンプル e でんき）について、以下のとおり変更いたします。

1. 主な変更の内容

(1) 電気料金の見直し

料金算定方法の変更（燃料費等調整制度にもとづく燃料費等調整の導入および再生可能エネルギー発電促進賦課金変動分の反映）および料金単価の見直しを実施いたします。

(2) 適用期間の見直し

シンプル e でんきの適用期間について、東北電力ソーラー e チャージ株式会社の「あおぞらチャージサービス」の適用期間に合わせて見直しいたします。

(3) 定額制プランの新規お申込み受付停止

シンプル e でんきの「定額 350（電化）」および「定額 150（ガス併用）」について、新規のお申込み受付を停止いたします。

2. 変更点について

【個別約款（シンプル e でんき）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
適 用 条 件	シンプル e でんきの「定額 350（電化）」および「定額 150（ガス併用）」について、2024 年 4 月 1 日時点で適用を受けている場合に基本約款とあわせて適用する旨を規定しました。
適 用 期 間	適用期間は、料金適用開始の日から、あおぞらチャージサービスの適用が終了するまでの期間とする旨を規定しました。
料 金	料金は、定額料金・従量料金に加え、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする旨を規定しました。 また、上記にともない、料金単価の変更も反映しました。
日 割 計 算	料金の算定方法の見直しにともない、日割計算の算定方法についても見直す旨を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2024 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。

項目	変更内容
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にともなう切替措置として、料金は 2024 年 4 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。
別 表	
再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定方法について規定しました。
燃料費調整	燃料費調整額の算定方法について規定しました。
離島ユニバーサルサービス調整	離島ユニバーサルサービス調整の算定方法について規定しました。

以 上

2023 年 8 月 31 日

2023 年 8 月 31 日以降のご契約内容の見直し
(約款の変更について)

当社は、2023 年 8 月 31 日より個別約款（省エネオプション）について、以下のとおり変更いたします。

1. 主な変更の内容

省エネオプションの対象は、「スマートでんき」としておりましたが、「水のチカラ～あきた e でんき～」の追加にともない、適用条件を見直いたします。

2. 変更点について

【個別約款（省エネオプション）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
適 用 条 件	「スマートでんき」に加え、「水のチカラ～あきた e でんき～」の適用を受けるお客さまも対象とする旨を規定しました。
料金その他の取扱い	「水のチカラ～あきた e でんき～」の適用を受ける場合の省エネ還元額の算定方法等を規定しました。

以 上

2023 年 6 月 1 日以降のご契約内容の見直し (約款の変更について)

当社は、2023 年 1 月 23 日に 2023 年 4 月より電気料金の見直しを実施する旨を公表し、3 月 23 日に見直し時期を 5 月以降に変更する旨をお知らせしておりました。

今般、コスト面の更なる精査や至近の燃料価格を反映し値上げ幅を圧縮する一方で、2023 年 4 月から見直しされた託送料金の変動分を反映のうえ、2023 年 6 月より、電気料金の見直しを実施させていただくことといたしましたので、改めて基本約款および個別約款についての変更を以下のとおりお知らせいたします。

1. 主な変更の内容

(1) 料金単価の変更

ウクライナ危機等に起因する燃料価格高騰により、電力調達価格も高騰が続いております。

当社では、これまで経費節減など効率的な経営に最大限努めてまいりましたが、企業努力のみでは電力調達価格の高騰に対応することが極めて困難な状況に至っていること、また、2023 年 4 月から見直しされた託送料金の変動分を反映させていただくことから、2023 年 6 月より、料金単価の見直しを行います。

(2) 燃料費調整制度における基準燃料価格および基準単価の変更等

「スマートでんき」および「スマート省エネでんき」については、燃料価格の変動に応じて電気料金を調整する燃料費調整制度にもとづき、燃料費調整額として、毎月の電気料金に反映してご請求しております。

今回の料金改定において、基準燃料価格・基準単価等の燃料費調整単価算定の基礎となる算定諸元の見直しを行います。また、これまで燃料費調整に含まれていた離島供給（東北電力ネットワークが供給）に係る火力燃料費の変動を区分して「離島ユニバーサルサービス調整※」として算定いたします。

※「離島ユニバーサルサービス調整」とは、本土と電力系統が接続されていない離島において一般送配電事業者が行う離島供給に係る火力燃料費の毎月の変動を、託送料金を通じて調整するものです。託送料金を通じて行われるものですが、託送料金と同様の調整を電気料金においても行うものです（託送料金と同じ単価）。

(3) 配電事業制度の反映

配電事業制度とは、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して、新たな事業者が自ら託送供給等の面的な運用を行うことを可能とする制度のことであり、これら事業者が配電事業者として電気事業法上に新たに位置付けられたことを踏まえ、一般送配電事業者に加え、配電事業者に係る規定を追加しました。

(4) 蓄電池の取り扱いについて

一定規模の系統蓄電池を用いた蓄電事業が、電気事業法の改正により発電事業と位置付けられたことを踏まえた修正を反映いたします。

基本約款および個別約款の変更内容の詳細は、「2. 変更点について」をご確認ください。

2. 変更点について

【基本約款の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
適 用	配電事業制度の開始に伴い、一般送配電事業者に加え、配電事業者を追加し、「一般送配電事業者等」と規定しております。
定 義	再生可能エネルギー発電促進賦課金、貿易統計、平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間の定義を追加しました。
需給契約の申込み	一定規模以上の系統蓄電池を用いた蓄電事業が、電気事業法上発電事業と位置付けられたことを反映しております。
附 則	
この基本約款の実施期日	2023 年 6 月 1 日から実施する旨を規定しました。

【個別約款（スマートでんき）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
適 用 条 件	配電事業制度の開始に伴い、一般送配電事業者に加え、配電事業者を追加し、「一般送配電事業者等」と規定しております。
料 金	料金単価、割引率、燃料費調整の平均燃料価格の変更を反映しました。また、離島ユニバーサルサービス調整に係る規定を追加しました。
附 則	
実 施 期 日	2023 年 6 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、料金は 2023 年 6 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。
別 表	
燃料費調整	基準燃料価格、基準単価等の燃料費調整単価算定の基礎となる算定諸元の変更を反映しました。
離島ユニバーサルサービス調整	離島ユニバーサルサービス調整の算定方法について規定しました。

【個別約款（シンプルでんき with Netflix およびシンプルeでんき）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
適 用 条 件	配電事業制度の開始に伴い、一般送配電事業者に加え、配電事業者を追加し、「一般送配電事業者等」と規定しております。
料 金	料金の単価の変更を反映しました。
附 則	
実 施 期 日	2023 年 6 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にともなう切替措置として、原則として、料金は 2023 年 6 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

【個別約款（省エネオプション）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
適 用 条 件	配電事業制度の開始に伴い、一般送配電事業者に加え、配電事業者を追加し、「一般送配電事業者等」と規定しております。 スイッチング前の小売電気事業者が東北電力株式会社の場合、使用電力量実績の情報等の提供のために東北電力株式会社が必要とする事項について、当社が東北電力株式会社に提供することについてあらかじめ承諾いただくことを規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2023 年 6 月 1 日から実施する旨を規定しました。

以 上